

令和元年度 施策評価シート

基本目標		安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	410	災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる
施策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める
施策の目標	建築物の不燃化や耐震化をはじめとして、木造密集市街地の改善が進み、地震、火災や水害などの災害に強く安全なまちが形成されており、区民が安心して暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指 標 名	建築物の不燃化率（北部）									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	58.8	59.6	60.4	61.2	62	62.4	62.8	63.2	63.6	64
実績	調査中	調査中								
指 標 名	住宅の耐震化率									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	87.0	89.0	91.0	93.0	95	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0
実績	88.7	調査中								

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
・地籍情報緊急対策事業（官民境界等先行調査）は、これまでは概ね予定どおりの進捗であったが、ここ数年、補助金の減少により、実施範囲を縮小する傾向にある。 ・細街路拡幅整備事業は、災害に強いまちづくりに向け、昭和62年度に事業開始後、30年経過し進捗率が24%のため、更なる事業促進に向けた手法を検討する必要がある。 ・私道整備助成事業及び防犯灯整備は、排水設備改修工事費と防犯灯のLED化の費用が増大すると予想される。 ・防犯対策として設置されている防犯灯の電気代を補助しているが毎年増加している。	H28	279,665
	H29	227,472
	H30	233,540

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	復興の基礎となる敷地の構成を調査する地籍情報緊急対策事業は必要不可欠な事業であり、概ね予定どおりの進捗であるが、細街路拡幅整備事業は進捗率が24%程度にとどまっており、更なる事業推進に向け、費用対効果を踏まえた新たな展開を見据える必要がある。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
○	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
・細街路拡幅整備事業は、住宅の建替え時等に道路拡幅を行っており、継続的に事業に取り組む必要があるが、効果的な事業推進を検討する必要がある。 ・防犯灯補助事業費は、LED化の推進により長寿命化を図り、経費削減に取り組む。	
【今後の具体的な方針】	
・全ての事業において、他区の事例などを参考にしたデータ分析を行い、適宜、効果的に進めるための要綱改正などに取り組む。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

[illegible]

令和元年度 事務事業評価シート

施 策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める				部内優先順位
事 業 名	都市再生地籍調査事業費					1
目 的	道路等に隣接する各土地の所有者、地番、境界(筆界)を明らかにし、正確な地図が作成され、災害時の道路等の復旧が可能な状態となっている。					主管課・係(担当)
						土木管理課土木管理担当
						03-5608-6280
対 象 者	道路等の官有地に隣接する土地の所有者(管理者)					
根拠法令 関連計画	国土調査法					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤3、委託先:(一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
事業内容	国土調査法に基づき、一筆地調査(一筆ごとの所有者、面積、地目、地番、筆界を明らかにする調査)に先行して、民有地と道路等官有地の境界(筆界)を調査、測量する都市再生地籍調査事業(官民境界等先行調査)を国・都の補助金を導入して実施する。					
経 過	開始年度	平成8年度	終了予定	令和8年度		
	街の骨格づくりとなる街区調査を北部地域から実施しており、その後南部地域に移行し、令和8年度に区内全域の「街の骨格」が出来上がる予定である。平成30年度末までに調査が完了しているのは、調査対象面積12.50Km ² のうち8.19Km ² 、進捗率は65.5%である。 ◎国土交通省事業:街の位置情報の整備を完了。 「都市再生街区基本調査(区域全域)」 ◎法務省事業:一筆地調査を行った。 「14条地図作成作業(東向島2丁目)」平成16~18年度で実施。					
議会質問 の 状 況	[平成29年 予特]地籍調査と法務局の公図との関係について					
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特になし					

予算・決算額推移(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額(事業費)		38,913	24,217	34,977	28,142	26,191	38,461
決算額(令和元年度は見込み)		38,614	24,045	34,863	27,952	25,948	38,461
財 源	国	17,700	9,760	15,868	12,752	10,106	18,520
	都	8,850	4,880	7,934	6,376	5,053	9,260
	その他						
一般財源		12,064	9,405	11,061	8,824	10,789	10,681
執行率(%)		99.2%	99.3%	99.7%	99.3%	99.1%	100.0%

予算・決算の内訳(単位:千円)								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	消耗品	420	需用費	消耗品	408	需用費	消耗品	450
委託料	都市再生地籍調査委託	24,709	委託料	都市再生地籍調査委託	22,631	委託料	都市再生地籍調査委託	34,986
使用料及び賃借料	地籍情報閲覧システム借上げ等	2,719	使用料及び賃借料	地籍情報閲覧システム借上げ等	2,719	使用料及び賃借料	地籍情報閲覧システム借上げ等	2,751

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	先行調査実施面積(累計)				単位	km ²
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		12.01	R7	目標	7.67	7.93	8.44	8.95
				実績	7.67	7.93	8.14	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	9.46	9.97	10.48	10.99	11.5	12.01
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内全域が事業対象区域である。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	地籍調査成果(複写・証明)の交付件数(公用含む。)				単位	件/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		3,700	R7	目標	1,700	2,000	2,300	2,500
				実績	1,717	1,941	2,366	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500	3,700
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	地籍調査成果が境界確定図等と同等に扱われるようになり、交付数が増加している。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	本事業は、災害対策として実施されており、万一の災害が発生した際に、早期復興が可能となる。

課題・問題点
本事業は補助金対象事業であり、これまではおおよそ予定通りの進捗であったが、近年は補助金の要望額が満額充当されず、実施面積を減少せざるを得ない。 このまま補助金の増額が見込まれないことになると、完了年度を延期するか、一般財源を一部投入するかを選択をしなければならない。

施 策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める				部内優先順位
事 業 名	細街路拡幅整備事業					2
目 的	幅員が4mに満たない道路を拡幅整備し、災害時の避難路、緊急車両の通行路を確保することで、災害に強い安全なまちづくりを進める。					主管課・係（担当）
						都市整備課庶務・細街路対策担当
						03-5608-6292
対 象 者	建築基準法第42条第2項道路により指定した幅員が4mに満たない道路 建築基準法第42条第1項第5号による位置指定済みの道路で、指定幅員が確保されていないもの					
根拠法令 関連計画	墨田区細街路拡幅整備要綱 建築基準法					
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤4・非常勤1・臨時職員1	
事業内容	「墨田区細街路拡幅整備要綱」に基づき、建築基準法で道路中心線から2m範囲内の後退用地とみなされた部分の土地を権利者等の承諾を受けた上で道路状に拡幅整備する事業					
経 過	開始年度	昭和62年度		終了予定		
	●経緯 ・幅員が4mに満たない細街路は、区内の道路総延長の30%近くに達し、その約73%が北部に集中している。 ・細街路は住民の暮らしに密着した生活道路であるが、災害時の緊急事態を想定すると、緊急車両の進入が危ぶまれる等、防災上問題となっている。 ・このことから、昭和62年度から事業が開始された。 ●制度 ・「墨田区細街路拡幅整備要綱」昭和62年12月1日施行 ・財政状況や近隣区との整合性を図り、公道の拡幅部分の買取制度を廃止する。平成11年4月1日改正 ●昭和62年度に事業が開始してから32年が経過し、進捗率が25%である。					
議会質問 の 状 況	特になし					
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ●他区状況：千代田区、中央区は細街路拡幅整備を行っていない。 ●スケジュール：年間約120件の案件に対して中心立会い、施工前立会い、工事の完了検査で最低3回の現場確認を行っている。 ●関係部署：都市計画部建築指導課					

予算・決算額推移（千円）		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	令和元年度
予算現額（事業費）		149,250	163,490	172,219	156,108	153,059	158,362
決算額（令和元年度は見込み）		142,156	142,463	169,049	155,842	152,705	158,362
財 源	国	30,900	32,750	43,534	37,712	30,349	35,500
	都			6,960	6,500	4,409	6,000
	その他						
一般財源		111,256	109,713	118,555	111,630	117,947	116,862
執行率（%）		95.2%	87.1%	98.2%	99.8%	99.8%	100.0%

予算・決算の内訳（単位：千円）								
平成 2 9 年度（決算）			平成 3 0 年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
工事請負費	拡幅整備工事費	138,813	工事請負費	拡幅整備工事費	130,191	工事請負費	拡幅整備工事費	138,647
報償費	奨励金の支払	12,847	報償費	奨励金の支払	18,419	報償費	奨励金の支払	14,901
負担金補助及び交付金	助成金の支払	3,779	負担金補助及び交付金	助成金の支払	3,648	負担金補助及び交付金	助成金の支払	4,345

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	細街路拡幅整備件数				単位	件／年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		120	R7	目標	120	120	120	120
				実績	127	124	126	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	120	120	120	120	120	120
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	継続可能な件数とすることで、着実な拡幅整備が実施できる。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	整備進捗率 全体整備延長150.4Km(両側)				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		32	R7	目標	23	24	25	26
				実績	23.38	24.21	25.02	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	27	28	29	30	31	32
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	拡幅整備の進捗率が事業成果につながる。 目標値については墨田区基本計画を参考としている。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	事業目的達成に向け、手段、目的ともに目標値を満たしている。 ところが、平成29年度頃から事業の申請が大幅に増加し、事業協力する申請者が、拡幅工事するまでの待機期間が延びている。 令和元年度は、拡幅工事発注の効率的・効果的な体制の構築を目指していく。

課題・問題点
・現状の進め方では、年間処理件数より申請件数の方が多く、事業協力者の待機期間が延びていき、申請の取下げも考えられる。本件については、基本的に家屋の建替えに伴う申請であり、このタイミングを逃すことは事業の進捗に大きく影響する。消費税の増税や東京2020オリンピック開催による地価の高騰による土地売買が影響している可能性も視野に入れて、効率的・効果的な事務処理方法を構築し、年度毎の適切な予算要求や施工業者を増やすなど検討する必要がある。

補助金 名称	細街路拡幅整備に伴う助成金				主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区細街路拡幅整備要綱				都市整備課庶務・細街路対策担当	
補助概要	細街路拡幅整備事業の協力者に対し、門塀等の除去費用、排水、ガス設備又は樹木の移設費、申請に係る費用の補助として助成金を交付する。				03-5608-6292	
目的	災害に強いまちづくりを進めるため、助成金を交付することにより細街路拡幅整備事業への協力者を増加させる。					
対象	細街路拡幅整備事業の協力者					
基準	区独自基準					
補助条件	申請 1 件あたり 3 万円 建築を伴わない拡幅整備の申請の時、門塀等の除去、排水、ガス設備又は樹木の移設があった場合に要綱に定める額を助成する。					
経過	開始年度	昭和62年度	終了予定			
	門塀等の除去、排水、ガス設備又は樹木の移設 工事費、人件費等の値上がりなどにより要綱改正を実施 申請に係る費用の補助 昭和62年度 20,000円／件 平成4年度～ 30,000円／件					
議会質問 の状況	特になし					
その他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） ●他区状況 千代田区、中央区は細街路拡幅整備事業を行っていない。 ●スケジュール 年間約120件の拡幅工事完了後、申請者に助成金を支払う。					

予算・決算額推移（千円）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算額（事業費）		5,810	5,180	5,330	3,800	3,670	4,345
決算額（令和元年度は見込み）		4,943	4,254	3,688	3,779	3,648	4,345
財源	国	1,195	1,365	1,214	1,424	650	1,050
	都				97	165	270
	その他						
一般財源		3,748	2,889	2,474	2,258	2,833	3,025
執行率（％）		85.1%	82.1%	69.2%	99.4%	99.4%	100.0%

補助金の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	細街路拡幅整備件数				単 位	件／年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		120	R7	目標	120	120	120	120
				実績	127	124	126	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	120	120	120	120	120	120
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	継続可能な件数とすることで、着実な拡幅整備が実施できる。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	整備進捗率	全体整備延長150.4Km(両側)			単 位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		32	R7	目標	23	24	25	26
				実績	23.38	24.21	25.02	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標		27	28	29	30	31	32	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
拡幅整備の進捗率が事業成果につながる。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		事業の申請には時間と費用を要するため、事業推進には必要な補助金で継続する必要がある。						

課題・問題点	
・補助金については、工事検査完了後に請求書等を建築主または土地所有者に対し郵送でやり取りし口座振込で助成している。 ・工事検査完了後、郵送で請求書等を送付するも返答がない案件があり、今後の取扱いについて法務課と調整し時効消滅とする検討が必要である。 ・補助金の単価について、人件費等の変動を考慮した単価の見直しを行う必要である。	

施 策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める				部内優先順位	
事 業 名	細街路拡幅整備事業費(測量)					3	
目 的	狭あい道路を幅員4mにすることで、災害時の避難路や緊急車両が入りやすい道路になっている。					主管課・係(担当)	
						土木管理課土木管理担当	
		03-5608-6280					
対 象 者	公道の区域に編入する後退用地の土地所有者						
根拠法令 関連計画	道路法、建築基準法、墨田区細街路拡幅整備要綱 細街路拡幅整備事業						
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤1、委託先:(一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会		
事業内容	細街路拡幅整備事業は、都市整備課と連携して行う共同事業であり、都市整備課が助成事業、当課が拡幅工事に伴う調査測量事業を行っている。 公道部分として整備する箇所について、土地所有者から権原(使用権等)を取得するため、官民境界と民々境界の調査・測量を行う。						
経 過	開始年度	昭和62年度		終了予定	なし		
	昭和62年細街路拡幅整備要綱施行。調査・測量委託開始						
議会質問 の 状 況	特になし						
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特になし						

予算・決算額推移(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額(事業費)		17,687	16,359	17,350	17,351	19,021	17,300
決算額(令和元年度は見込み)		17,477	15,932	16,675	17,311	19,008	17,300
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		17,477	15,932	16,675	17,311	19,008	17,300
執行率(%)		98.8%	97.4%	96.1%	99.8%	99.9%	100.0%

予算・決算の内訳(単位:千円)								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	消耗品	231	需用費	消耗品	191	需用費	消耗品	200
委託料	特別区道測量委託	17,080	委託料	特別区道測量委託	18,817	委託料	特別区道測量委託	17,100

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	測量延長				単位	m/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		650	R7	目標	650	650	650	650
				実績	663	688	648	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	650	650	650	650	650	650
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	建築に伴う申請により事業を進めるため、1年当たりの申請数×10mを指標とする。(例年600～700mである。)							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区域変更及び供用開始箇所数				単位	箇所/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		65	R7	目標	65	65	65	65
				実績	66	52	55	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	65	65	65	65	65	65
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	建築に伴う申請により事業を進めるため、1年当たりの申請数を指標とする。(例年60～70箇所である。)							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区域変更等の手続きが必要となるため代替可能性は低い。 区域変更及び供用開始箇所数の近年の推移から、今後も必要性は高い。

課題・問題点
建物の建築に伴い、細街路拡幅整備事業の申請が出されることが多いため、実績は景気の影響を受けやすい。

施 策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める				部内優先順位	
事 業 名	私道整備助成事業費					4	
目 的	私道を舗装し、私道に排水設備を設置し、又は私道に設置されている排水設備を修理する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。					主管課・係（担当）	
						都市整備課庶務・細街路対策担当	
	03-5608-6292						
対 象 者	以下の助成要件を満たした申請者（代表者） ①両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの、②一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上かつ延長が15m以上のもの③学校、公園等の公共施設に接している私道						
根拠法令 関連計画	墨田区私道整備助成条例、同施行規則						
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先		常勤2 再任用1 非常勤1	
事業内容	●墨田区には、公道と同じように利用され、日常生活に密着した私道が多く、このような私道を良好な状態で維持し災害時の安全な避難路として管理すること。 ●路面の舗装や下水道管の改修、さらに防犯灯を設置することは、多額の工事費を必要とし、自費で補うには困難が伴う。 ●環境改善を目的として私道の整備工事をする場合の工事費の一部に助成金を交付する。						
経 過	開始年度	昭和58年		終了予定			
	●経緯 ・私道は総延長が78kmを超えており、とりわけ、北部地区の人口密集地域に集中している。また、私道は沿道関係者に止まらず、公道と同様に利用されている路線も相当数あり、公共性も高いことから、整備費の助成を行う。 ・平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として道路舗装・排水設備・防犯灯設置としていたが、平成30年度より、私道防犯灯設置は私道防犯灯助成事業費で執行することとなった。						
議会質問 の 状 況	特になし						
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ●他区の状況 ・中央区のみ事業を行っていない。 ●スケジュール ・墨田区私道整備助成条例及び同規則に基づき、申請された工事費の一部を助成する。						

予算・決算額推移（千円）		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	令和元年度
予算現額（事業費）		59,848	66,984	60,244	60,772	46,106	47,977
決算額（令和元年度は見込み）		57,141	63,038	59,079	54,168	35,879	47,977
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		57,141	63,038	59,079	54,168	35,879	47,977
執行率（％）		95.5%	94.1%	98.1%	89.1%	77.8%	100.0%

予算・決算の内訳（単位：千円）								
平成 2 9 年度（決算）			平成 3 0 年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
負担金補助及び交付金	工事費助成	54,168	負担金補助及び交付金	工事費助成	35,879	負担金補助及び交付金	工事費助成	47,977

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	私道整備助成金交付件数(路面舗装・排水設備)				単位	件/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		25	R7	目標	45	50	25	25
				実績	44	50	14	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	25	25	25	25	25	25
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	過去3年間の平均実績件数(24件)に、今後、増大すると予想される排水設備の改修工事を見込んだ。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	私道路面未舗装面積				単位	m ²
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		21,410	R7	目標	22,310	22,210	22,110	22,010
				実績	22,210	22,126	22,113	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	21,910	21,810	21,710	21,610	21,510	21,410
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	未舗装道路の整備が進むことで災害に強く安全なまちが形成される。 過去3年間の平均実績(100m ²)、路面舗装工事をするにより未舗装が解消される。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区民ニーズに対する具体的な事業であり、整備及び改修に対して助成することにより、区民の安全で快適なまちづくりに寄与している。

課題・問題点
ライフラインの重要な課題である排水設備の老朽化対策のために、安定した継続事業として取り組む必要がある。

補 助 金 名 称	私道整備助成			主管課・係（担当）	
根拠法令	私道整備助成条例、同施行規則			都市整備課庶務・細街路対策担当	
補助概要	公共性の高い私道の舗装、排水設備の設置又は修理するものに、助成金を交付する。			03-5608-6292	
目 的	私道を舗装し、私道に排水設備を設置し、又は私道に設置されている排水設備を修理する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。				
対 象	以下の助成要件を満たした申請者（代表者） ①両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの、②一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上かつ延長が15m以上のもの③学校、公園等の公共施設に接している私道				
基 準	区独自基準				
補助条件	現在の助成率は、路面舗装・排水設備ともに95～100% 路面舗装要件 1 両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの 2 一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m異常でかる延長15m以上のもの 3 学校、公園等の公共施設に接している私道で、区長が適当と認める区間のもの 4 全各号に準ずると区長が認める私道 排水設備要件 1 下水道法第2条第8号に規定する処理区域内にある私道で、幅員1.2m以上のもの 2 前号に準ずると区長が認める私道				
経 過	開始年度	昭和45年	終了予定		
	●経緯 ・私道は総延長が78kmを超えており、とりわけ、北部地区の人口密集地域に集中している。また、私道は沿道関係者に止まらず、公道と同様に利用されている路線も相当数あり、公共性も高いことから、整備費の助成を行う。 ・平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として道路舗装・排水設備・防犯灯設置としていたが、平成30年度より、私道防犯灯設置は私道防犯灯助成事業費で執行することとなった。				
議会質問 の状況	特になし				
その他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） ●他区の状況 ・中央区のみ事業を行っていない。 ●スケジュール ・墨田区私道整備助成条例及び同規則に基づき、申請された工事費の一部を助成する。				

予算・決算額推移（千円）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算額（事業費）		59,848	66,984	60,244	60,772	46,106	47,977
決算額（令和元年度は見込み）		57,141	63,038	59,079	54,168	35,879	47,977
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		57,141	63,038	59,079	54,168	35,879	47,977
執行率（%）		95.5%	94.1%	98.1%	89.1%	77.8%	100.0%

補助金の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	私道整備助成金交付件数				単 位	件/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		25	R7	目標	45	50	25	25
				実績	44			
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	25	25	25	25	25	25
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		過去３年間の平均実績件数（２４件）に、今後、増大すると予想される排水設備の改修工事を見込んだ。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	私道路面未舗装面積				単 位	m ²
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		21,410	R7	目標	22,310	22,210	22,110	22,010
				実績	22,210	22,126	22,113	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	21,910	21,810	21,710	21,610	21,510	21,410
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		未舗装道路の整備が進むことで災害に強く安全なまちが形成される。 過去３年間の平均実績（１００m ² ）、路面舗装工事を行うことにより未舗装が解消される。						
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		区民ニーズに対する具体的な事業であり、整備及び改修に対して助成することにより、 区民の安全で快適なまちづくりに寄与している。						

課題・問題点	
ライフラインの重要な課題である排水設備の老朽化対策のために、安定した継続事業として取り組む必要があ	